

草津市庁議規程および「庁議および市政戦略会議の運営方針」の改訂について

主な改訂内容

- ① 本部会議における資料等の取扱いについて（P 4）
 - ・本部会議における資料や手順等については、庁議と同様の基準で事務を進めることを明記する。
- ② 草津市庁議規程の改正について（P 1 8、P 2 2）
 - ・本部会議に付議された事項については、部長会議への付議を不要とすることを、庁議規程に明記する。
 - ・付議資料の公表時期について、よりわかりやすくするため、庁議付議書様式を改める。
- ③ 総務部が示す「附属機関の諮問・答申等に係る市議会への報告等の手順」の改訂（条例案にかかる総務部との調整時期の修正）について（P 3 6）
 - ・別紙「附属機関の諮問・答申等に係る市議会への報告等の手順」フロー図に、中間協議までに総務部と調整を行う旨を追記し、「※条例案の場合は、パブコメ前に総務部審査」を削除する。
- ④ 総務部が示す「重要案件に係る市議会への報告等の手順」の改訂（議決前に事業に早期着手する場合の追記）について（P 3 5、P 3 7～P 3 9）
 - ・参考 1 「重要案件に係る市議会への報告等の手順」フロー図に「議決前に事業に早期着手する場合」を追記する。（P 3 5）
 - ・別紙「議案・予算に関連する事業の早期着手に係る手順」、様式「事業への早期対応について」を追加する。（P 3 7～P 3 9）
- ⑤ 草津市における本部会議等設置一覧について（P 4 0）
 - ・令和 5 年度の本部体制について、時点修正を行う。